

特記仕様書

この特記仕様書は、8 市単維持 市道(東)350・355 号線排水整備工事に適用する。
ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県の工事共通仕様書を遵守するものとする。
また、CORINS（受注登録工事）の登録を対象とする工事である。

(工事関係)

1. 本工事は、通常の施工時間帯(AM9:00~PM5:00)で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議する。
2. 本工事は、雨天休日等を見込み、全体工期を契約の翌日から 100 日とする。
また、工事に係る試掘及び資材・仮設材の搬入等は、地元への工事についての説明、その他関係機関との調整等が済んでからとする。

(公害対策関係)

3. この工事の使用機械のうちバックホウ及びローラは排出ガス対策型とし、現場代理人は使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、調達が困難な場合はその旨の理由書を監督員に提出すること。また、舗装切断作業においては騒音防止を施した機械等を用い、とりこわし作業においてはとりこわし材の 2 次破碎作業を現場内でおこなってはならない。

(安全対策関係)

4. 工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケードを設置し、適切な交通整理を行うものとする。

(工事用道路関係)

5. 運搬路等に使用した、既設道路の補修が生じた場合は、別途協議する。

(建設発生土、産業廃棄物関係)

6. 本工事から建設発生土を搬出する場合は、市のストックヤードに搬出するものとし、事前に周辺への連絡をし、稲敷市建設課と協議し、その担当課へ関係書類を提出するものとする。
また、土質等の確認を行い、建設課の指導を得て搬出し、ストック場所を整理整頓し、場合によってはバリケート等で囲いを行い適正に管理する。
7. 本工事から発生するコンクリート殻・アスファルト殻・木材は関係法令等に基づき許可を受けた中間処理施設への持ち込みとし、茨城県土木部が指定する稲敷市近隣の施設とする。
(別紙資料 2) また、建設リサイクル法の適用により、分別解体・再資源化等をすることが義務付けられ、一般土木工事では様式第 1 号の 2 (説明書)・別表 3・別紙を作成し、事業担当課へ建設リサイクル法第 12 条に基づく書面の交付及び説明を行い事業担当課の確認後、契約担当課と契約締結すること。また、工事完了後、再資源化等報告書(様式 1)を作成し、

監督職員に提出しなければならない。

8. 本工事は建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は、インターネット上のWEBオンラインシステムである建設副産物情報交換システム「コブリスプラス」により登録をすること。

(付近住民との対応)

9. 工事施工に関して、付近住民との交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、すみやかにその旨監督職員に報告し、トラブルに発展しないように対処しなければならない。

(施設の保全)

10. 農地・山林等を汚染したり、既設構造物に損傷を与えた時は、請負者の責任において復旧しなければならない。

(安全・訓練等について)

11. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - (1) 本工事内容等の周知徹底
 - (2) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (3) 本工事における災害対策訓練
 - (4) 本工事現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
12. 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(ダンプトラック等による過積載等の防止について)

13. 工事の施工にあたって、過積載を行わないこと。また、さし枠装着等の違法改造車の使用を禁止し、下請業者に対しても、その旨指導の徹底を期すること。
14. 過積載、さし枠装着車違法運行を行っているときは早急にその不正状態を解消する措置を講ずること。
15. 工事の施工にあたって、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、適正な運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。
16. 建設資材搬入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保すること。

(工事完成図書の納品について)

17. 請負人は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 工事打ち合わせ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- (2) 施工計画書
- (3) 完成図面（出来形測定の結果及び設計図書にしたがって完成図（A1）を作成する。
- (4) 工事写真
- (5) その他、完成図書として必要な書類

(その他)

- 18. 各構造物の設置位置、コンクリート二次製品等は、設計・積算上の物であるか、または同等品以上で、事前に監督職員と協議するものとする。
- 19. 工事の施工に当たっては、「茨城県土木工事共通仕様書」・「茨城県土木工事施工管理基準」その他各仕様書に基づき、行うものとする。
- 20. 現場発生土及び流用土等で盛土を行う際は、県の管理センターにおいて検査し、適正なものである事を確認の上使用する事とする。
- 21. 週間行程表を提出し日当り施工量、施工方法等を事前に監督員と協議をしたうえで、作業を行うものとする。
また、日当り施工量については、その都度監督員に報告することとする。
- 22. 工事施工に際しては事前測定を行い、監督員と協議の上数量変更等を行うこととする。
- 23. その他の事項については、その都度、監督職員と協議するものとする。